

《 事務所ニュース 2016年5月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

雇用保険料率の変更（平成28年4月から）

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日に国会で成立しました。このため、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率は、以下の表のとおり引き下がります。

	改定後(平成28年度)		
事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000

ツアーバスを運行する貸切バス事業場に対する緊急の集中監督指導実施状況

厚生労働省では、平成28年1月15日に発生した長野県でのバス事故を受けて、ツアーバスを運行する貸切バス事業場（196件）に対し、主に2月、3月に、緊急の集中監督指導を実施しました。この監督指導の際に認められた、自動車運転者に関する労働基準法等の法令違反及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の違反の状況は別紙のとおりであり、これらの違反が認められた事業場に対しては、是正勧告書を交付し、是正に向けた指導を行いました。

「ツアーバスを運行する貸切バス事業場に対する緊急の集中監督指導実施状況」は下記のアドレスで参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-1120-2000-Roudoukijunkyoku-Kantokuka/0000122566.pdf>

平成30年度からの「無期転換ルール」の本格化まであと2年！

無期転換ルールとは、労働契約法の改正により、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルールのことです。無期転換ルールの周知とともに、事業主の皆さまや働く皆さまのニーズも確認しながら、さまざまな支援メニューを用意し、企業における無期転換制度の導入を支援していきます。無期転換ルールの導入に向けた厚生労働省の8つの支援は下記の内容です。

- (1) 無期転換制度の導入支援のための「モデル就業規則」の作成
- (2) 無期転換制度や「多様な正社員制度」の導入を検討する企業へのコンサルティングを実施
- (3) 無期転換ルールも含めた「労働契約等解説セミナー」を全国で208回開催
- (4) 無期転換制度や「多様な正社員制度」についてのシンポジウムを開催
- (5) 先進的な取組を行っている企業の事例を厚生労働省のホームページなどで紹介
- (6) 無期転換制度の導入手順などを紹介するハンドブックを作成
- (7) キャリアアップ助成金を拡充
- (8) 都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））に専門の相談員を配置

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行